

令和 5 年（行ヒ）第 108 号  
療養補償給付支給処分（不支給決定の変更決定）の取消、  
休業補償給付支給処分の取消請求事件

令和 6 年 7 月 4 日最高裁判所第一小法廷判決

監修 : 弁護士 [青木 晋治](#)  
文責 : 弁護士 [塩島なつ美](#)

## 【判決要旨】

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和 2 年法律第 14 号による改正前のもの）12 条 3 項所定の事業の事業主は、当該事業についてされた業務災害に関する保険給付の支給決定の取消訴訟の原告適格を有しない。

## 【事案の概要等】

### 1 事案の概要

本件は、中小企業における特定保健業務を営む一般財団法人であり、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）12 条 3 項に基づくいわゆるメリット制の適用を受ける事業の事業主（以下「特定事業者」という。）である X（一審原告・控訴人・被上告人）が、X の支局に勤務していた補助参加人である正社員が精神疾患を発症したことについて、札幌中央労働基準監督署長（以下「処分行政庁」ということがある。）から受けた労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）に基づく療養補償給付及び休業補償給付の各支給処分（以下「本件各処分」という。）につき、特定事業主は、自らの事業について業務災害保険給付等に係る支給処分（以下「業務災害支給処分」という。）がされた場合、同処分の法的効果により労働保険の保険料の納付義務の範囲が増大して直接具体的な不利益を被るおそれがあり、同処分の取消を求めるとつき、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）9 条 1 項の「法律上の利益を有する者」に当たると主張して、本件各処分の取消を求めた事

案である。

## 2 事実関係の概要

- (1) Xは、中小企業における特定保険業を実施するとともに、災害防止活動等の福利厚生事業を実施する一般財団法人であり、徴収法12条3項に基づくメリット制の適用を受ける特定事業の事業主であった。
- (2) A(補助参加人)は、平成14年6月10日、Xにパートとして採用され、Xの北海道支局において内勤業務に従事し、平成16年5月1日に正社員として採用され、平成25年同支局の業務推進課(営業職)に従事した後、平成27年3月18日、Xから、北海道支局から埼玉支局への異動内示を受けた後、精神疾患(適応障害)を発症した。
- (3) Aは、平成27年10月19日、札幌中央労働基準監督署長(処分行政庁)に対して、療養補償給付の請求を行ったところ、処分行政庁は、平成28年6月2日、これを支給しない旨の処分を行った。
- (4) Aは、上記処分を不服として、同年7月27日、北海道労働者災害補償保険審査官に対し審査請求をしたが、同審査官は、平成29年4月26日、同審査請求を棄却する決定を行った。
- (5) Aは、前記(4)の決定を不服として、同年5月30日、労働保険審査会に再審査請求をしたところ、同審査会は、平成30年8月29日、(3)の原処分を取り消す旨の裁決をした。
- (6) 処分行政庁は、同年9月14日、Aに対し(3)の療養補償給付請求について、療養補償給付を支給する旨の処分をした。
- (7) Xは、平成31年3月7日、Y(国、被告・被控訴人・上告人)に対して(6)の支給処分の取消を求めて第1事件を提起した。
- (8) Xは(6)の支給処分を不服として、令和元年5月27日、北海道労働者災害補償保険審査会に審査請求をしたが、同審査官は、同年6月24日、審査請求人適格がないとして同審査請求を却下する決定をした。
- (9) Aは令和元年7月3日、処分行政庁に対し、休業期間を平成30年9月10日から平成31年3月31日までとする休業補償給付支給請求を行い、処分行政庁は、令和元年10月2日、同請求につき、給付基礎日額を1万250円、期間を平成30年10月3日から平成31年3月31日までとする休業補償給付を支給する旨の処分をした。
- (10) Aは後続請求として、令和元年11月22日、処分行政庁に対し、休業期間を平成27年8月4日から平成30年10月2日までとする休業補償給付支給請求をした。
- (11) Xは、(9)の支給処分を不服として、令和元年12月20日、北海道労働者災害補償保険審査官に審査請求をしたが、同審査官は、令和2年1月20日、審査請求人適格がないとして同審査請求を却下する決定をした。
- (12) 処分行政庁は、同年2月3日、前記(10)の請求につき、給付基礎日額を1万250円、休業期間を平成27年8月4日から平成30年10月2日までとする休業補償給付を追加支給する処分をした。
- (13) Xは、令和2年4月1日、Yに対して、(9)の支給処分の取消を求めて、第2事件を提起した。
- (14) 本件各処分による業務災害支給処分がなされた結果として、Xの令和2年度から令和

5年度までの労働保険料額は、メリット制の適用により、本件各処分がない場合に比して計758万7198円増額することが見込まれた。

(15) 原々審（東京地判令和4年4月15日労働判例1285号39頁）は、Xには本件各処分の取消を求める原告適格は認められないとして、訴えをいずれも却下した。

原審（東京高判令和4年11月29日労働経済判例速報74巻7号2頁）は、Xは特定事業についてされた本件各処分（業務災害支給処分）の取消を求める原告適格を有するとして、これを否定して訴えを却下した第1審判決を取り消し、本件を第1審に差し戻した。これに対し、Yが上告した。

### 【取り上げる主な論点】

特定事業者が自らの事業に係る労災保険給付支給決定（業務災害支給処分）の取消訴訟において、原告適格<sup>1</sup>（行訴法9条）を有するか否か。

### 【本決定の判旨】

- 1 行政事件訴訟法9条1項にいう処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうところ、本件においては、特定事業についてされた労災支給処分に基づく労災保険給付の額が当然に当該特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額の決定に影響を及ぼすこととなるか否かが問題となる。
- 2 労災保険法は、労災保険給付の支給又は不支給の判断を、その請求をした被災労働者等に対する行政処分をもって行うこととしている（同法12条の8第2項参照）。これは、被災労働者等の迅速かつ公正な保護という労災保険の目的（同法1条参照）に照らし、労災保険給付に係る多数の法律関係を早期に確定するとともに、専門の不服審査機関による特別の不服申立ての制度を用意すること（同法38条1項）によって、被災労働者等の権利利益の実効的な救済を図る趣旨に出たものであって、特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額を決定する際の基礎となる法律関係まで早期に確定しようとするものとは解されない。仮に、労災支給処分によって上記法律関係まで確定されるとすれば、当該特定事業の事業主にはこれを争う機会が与えられるべきものと解されるが、それでは、労災保険給付に係る法律関係を早期に確定するといった労災保険法の趣旨が損なわれることとなる。  
また、徴収法は、労災保険率について、将来にわたって、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならぬものとした上で、特定事業の労災保険率については、基準労災保険率を基礎としつつ、特定事業ごとの労災保険給付の額に応じ、メリット収支率を介して増減し得るものとしている。これは、上記財政の均衡を保つことができる

<sup>1</sup> 原々審においては、本案前の争点として原告適格の有無、審査請求前置主義における本件訴えの適法性、本案の争点として、業務起因性（業務に起因して精神障害を発病したと認められるか）が挙げられていた。

範囲内において、事業主間の公平を図るとともに、事業主による災害防止の努力を促進する趣旨のものであるところ、客観的に支給要件を満たさない労災保険給付の額を特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額を決定する際の基礎とすることは、上記趣旨に反するし、客観的に支給要件を満たすものの額のみを基礎としたからといって、上記財政の均衡を欠く事態に至るとは考えられない。そして、労働保険料の徴収等に関する制度の仕組みにも照らせば、労働保険料の額は、申告又は保険料認定処分の際に決定することができれば足り、労災支給処分によってその基礎となる法律関係を確定しておくべき必要性は見だし難い。

- 3 以上によれば、特定事業について支給された労災保険給付のうち客観的に支給要件を満たさないものの額は、当該特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額を決定する際の基礎とはならないものと解するのが相当である。そうすると、特定事業についてされた労災支給処分に基づく労災保険給付の額が当然に上記の決定に影響を及ぼすものではないから、特定事業の事業主は、その特定事業についてされた労災支給処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者に当たるということはできない。したがって、特定事業の事業主は、上記労災支給処分の取消訴訟の原告適格を有しないというべきである。以上のように解したとしても、特定事業の事業主は、自己に対する保険料認定処分についての不服申立て又はその取消訴訟において、当該保険料認定処分自体の違法事由として、客観的に支給要件を満たさない労災保険給付の額が基礎とされたことにより労働保険料が増額されたことを主張することができるから、上記事業主の手續保障に欠けるところはない。

## 【解説】

### 1 原告適格について

原告適格は、処分（又は裁決）の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」（行訴法9条1項）に認められる。

「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうとし、本件においては、特定事業についてされた労災支給処分に基づく労災保険給付の額が当然に当該特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額の決定に影響を及ぼすことになるかが問題となるとする。

なお、本判決では明示的に言及はないが、Xは本件各処分の名宛人以外の第三者であるため、原告適格については、労災保険法及び徴収法の趣旨、労働保険料の徴収等に関する制度の仕組みを考慮しており、行訴法9条2項（に掲げる判断要素）に従って、当該処分を定めた根拠法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合か否かで判断したものと考えられる。

## 2 メリット制について

労働者災害補償保険制度においては、事業の種類ごとに労災保険率が定められているが、事業の種類が同一であっても、業務災害について支給された労災保険法の規定による保険給付及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）の規定による特別支給金の額（以下「労災給付額」という。）と労災保険分に係る労働保険料の額（非業務災害率に係る部分を除く。）から算定されるメリット収支率の値に応じ、個別事業の労災保険率を増減（最大で-40%から+40%まで）し、一定の事業の規模を有する事業主（特定事業主）の労働災害防止努力の促進や労働保険料負担の公平性の確保を図っており、上記制度をメリット制という。

具体的には、徴収法12条3項において、特定事業主の負担する労災保険率について、過去3保険年度の間当該事業主の負担する労災保険率について、過去3保険年度の間当該事業主に生じた災害率に応じてメリット収支率（連続する3保険年度の間における保険料額に一定の調整率を乗じたものと、当該3保険年度間における業務災害に対して支払われた保険給付額の割合）を算出し、当該メリット収支率が100分の75以下であるか、または100分の85を超える場合には、±40%の範囲で定められた増減率（メリット増減率）に基づき、当該3保険年度の最後の年度の次々年度の労災保険率が算出されることになる（徴収法施行規則20条、別表第3）。

労災保険制度は、給付に関する法律関係を労働者災害補償保険法（労災法）が定め、保険関係及び拠出に関する法律関係を徴収法が定めており、拠出と受給権との間に直接的な対応関係のない制度設計がされている点に特徴がある<sup>2</sup>が、上記メリット制は、危険度に応じた保険料水準の決定という、私保険に妥当する給付反対給付均等の原則を取り入れたものとされている。<sup>3</sup>

上記メリット制の仕組みからすれば、特定事業者につき、（違法な）業務災害支給処分（本件各処分）がなされれば、メリット収支率に反映され、その結果、次々年度以降の自己の労働保険料が増額され得ることになる。そのため、労災保険率の算定に当たって、業務災害支給処分は必然的に影響を与える。しかしながら、メリット増減率についてはメリット収支率が一定の幅をもって区分されているから、事業規模や支給額の多寡によっては、増減率に影響を与えないこともありうるし、最終的に算定される次々年度の労災保険率には、他の業務災害の存在が加味されることになり、本件各処分のみで確定的な労災保険率がされるわけではないこと（その意味において、個々の労災支給処分と保険料の増額には直接的な関係性がないといえること）に留意を要する。<sup>4</sup>

## 3 特定事業主の採りうる争訟手段

特定事業者が自己の労働保険料の増額という不利益を回避するためにとりうる争訟手段としては、本件のように①特定事業者が直接支給本件各処分の取消しを求める方法、②特定

<sup>2</sup> 笠木映里「労災保険の構造と使用者の保険料負担のあり方」社会保障研究7巻4号363頁（2023）

<sup>3</sup> 同364頁

<sup>4</sup> 海道俊明「労災保険給付支給決定の取消訴訟における事業者の原告適格」令和5年度重要判例解説・ジュリスト5月臨時増刊45頁（有斐閣、2024）

事業者に対する労働保険料の認定処分（徴収法 15 条 3 項、19 条 4 項）の取消訴訟を提起して、本件支給処分の違法性（支給要件の欠如）を主張する方法が考えられる。

①では特定事業主の原告適格の有無が問題となり、②では保険料認定処分の取消訴訟において労災支給処分の支給要件該当性の主張ができるかが問題となる。

#### 4 本判決の意義

(1) 従来の下級審裁判例では、①の特定事業主の原告適格の有無・②の保険料認定処分の取消訴訟における労災支給処分において労災支給処分の支給要件該当性の主張の可否について判断が分かれており統一した見解はなかった。①につき原告適格を認めたとうえで②につき労災支給処分の支給要件該当性の主張を否定したものとしては、東京地判平成 29 年 1 月 31 日判例時報 2371 号 14 頁、東京高判平成 29 年 9 月 21 日労働判例 1203 号 76 頁、本件原審判決があり、①につき原告適格を否定したうえで、②につき労災支給処分の支給要件該当性の主張を認めたものとして、本件原々審判決があった（東京地判平成 29 年 1 月 31 日の事案では、②の保険料認定処分の取消訴訟において、保険料認定処分の前提となる業務災害支給処分の違法性を主張した事案であり、同判決では、業務災害支給処分の取消訴訟において特定事業主は原告適格を有することを判示したうえで、特定事業主が業務災害支給処分（先行処分）の取消訴訟の原告適格を有するのであるから、その段階において業務災害処分の適否を争う機会の手続保障が図られるものであること、先行処分である業務災害支給処分がされたことを前提として労働保険料認定処分がされている場合には、業務災害支給処分（先行処分）が取消判決等により取り消されたもの又は無効でない限り、労働保険料認定処分（後行処分）の取消訴訟において、業務災害支給処分（先行処分）の違法性を労働保険料認定処分（後行処分）の取消事由として主張することは許されないことを判示しており、控訴審（東京高判平成 29 年 9 月 21 日）においても維持されていた）。

なお、①につき原告適格の有無を直接判断したものではないが、労災保険給付の不支給決定の取消訴訟において特定事業主が補助参加できるか問題となった事案であるレンゴー事件（最一小決平成 13 年 2 月 22 日労判 806 号 12 頁）では、第三者である特定事業主につき、労災保険給付の不支給決定の取消判決が確定すると、行訴法 33 条の取消訴訟の拘束力（行訴法 33 条）により、労災保険給付の支給決定がされて保険給付が行われ、次々年度以降の保険料が増額される可能性があるから、特定事業主は、労働基準監督署長の敗訴を防ぐことに法律上の「利害関係を有する第三者」（民事訴訟法 42 条）として補助参加を認めた。

(2) 本件判決は、①につき原告適格を否定し、②につき労災支給処分の支給要件該当性の主張を肯定するもので、最高裁による判断が示されたことに意義がある。

実質的にも、(a)労災支給処分の額が決まった段階においては、労働保険料認定処分がなされるまで、増額決定がなされるかは定かではなく、特定事業者において早期に法律関係を確定する実益に乏しいこと、(b)①につき、特定事業者が原告適格を認めると、処分を受けた労働者を不安定な地位に置き、被災労働者の実効的な権利救済を目的とする制度趣旨に反することになること、(c)②の場面で、特定事業者が客観的に支給要件を充足しない労災保険給付の額が基礎とされたことにより労働保険料が増額されたことを主

張ることができる」と明記したことにより、特定事業主の手續保障を考慮したことから、結論において利益衡量のバランスがとれた判断であるといえよう。

なお、②については、従来、違法性の承継（一般に、ある目的を達成するために、相連続していくつかの行政処分がなされ、先行処分が形式的に確定した場合に、法的安定性の見地から後行処分の取消訴訟において、先行処分の違法を理由として（それ自体には瑕疵がない）後行処分も違法であるとの主張することが許されるかという問題のことが問題となる場面であると考えられていたが、本判決では言及されていない<sup>5</sup>（背景には、労働災害支給処分は、被災労働者に対し業務災害保険給付等の金額を確定させる処分であるのに対し、労働保険料認定処分は、事業主に対し労働保険料の納付義務の金額を確定させる処分であるから、両者は処分の名宛人を異にし、また処分の効果も独立していると考えられるから、両処分が実体的に不可分の関係にあり、本来的な法律効果が後行の処分に留保されているとみることは困難である<sup>6</sup>という事情がある）。

この点につき、厚生労働省労働基準局において、令和4年12月16日に発表された「労働保険徴収法第12条第3項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会」による報告書をふまえた通達（令和5年1月31日基発0131第2号）によれば、(a)労働保険料認定決定取消等請求訴訟において、メリット収支率算定基礎対象となる労災支給処分の支給要件非該当性について審理されることがあり得ることを前提としたうえで、(b)メリット収支率算定基礎対象となる労災支給処分の支給要件非該当性を理由として、労働保険料認定決定を取り消す等の判決が確定した場合には、都道府県労働局は、当該判決の趣旨に沿って速やかに、当該判決の理由中で労災支給処分の支給要件非該当性が認められた事案に係る労災給付額をメリット収支率算定基礎対象から除外してメリット収支率を算定した上で労働保険料の額を算定し直すこと、(c)保険料認定処分の取消訴訟において労災保険支給処分の支給要件を充足していないことが判明したことを理由に労働基準監督署が労災支給処分を取り消すことはしないという解釈により対応されることになったため、理論上はともかく実務上は、②において労災支給処分の支給要件該当性の主張を認めることによる労災給付制度上の混乱は生じないものと考えられる。

<sup>5</sup> 林晃大「労災保険給付の支給決定に対する取消訴訟における事業者の原告適格」 新・判例解説 Watch◆行政法 No.250（TKC ローライブラリー、2024）

<sup>6</sup> 石井 妙子ほか『経営側弁護士による精選労働判例集 第9集』184頁（労働新聞社、2019）

【監修】



青木 晋治 （弁護士）

Tel: 03-3214-6241

Email: [saoki@iwatagodo.com](mailto:saoki@iwatagodo.com)

慶應義塾大学法科大学院修了、2008年弁護士登録。  
訴訟・紛争解決、危機管理、ジェネラルコーポレート、  
株主総会対応を得意とする。

【文責】



塩島 なつ美 （弁護士）

Email: [natsumi.shiojima@iwatagodo.com](mailto:natsumi.shiojima@iwatagodo.com)

慶應大学法科大学院修了。2021年1月～2024年3月金沢地  
裁判事補。2024年4月より「判事補及び検事の弁護士職務  
経験に関する法律」に基づき弁護士登録。

### 岩田合同法律事務所

1902年（明治35年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。日本人弁護士約100名が所属するほか、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国弁護士経験を有する米国人コンサルタント等も所属し、特別顧問として、元金融庁長官中島淳一氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング 15階  
岩田合同法律事務所 広報： [newsmail@iwatagodo.com](mailto:newsmail@iwatagodo.com)

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。